

小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市条例第 2 7 号

小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和５５年小牧市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第９条の２を次のように改める。

第９条の２ 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であつて、印鑑登録証明書が印刷されるものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。